

(1)

発行所 城北学園同窓会
 東京都板橋区東新町2の28の1
 TEL 03 (3956) 3157～9番
 城北学園同窓会編集室
 印刷 共立速記印刷株式会社



校訓 自主 勤勉 着実

杉崎完夫氏(旧制)が新会長に決定

平成二年度総会が七月一日に城北学園講堂で開かれました。泉川家久会長より、規約の一部改正、活動報告および計画、予算の報告などがなされ、すべて承認されました。その後、一九九九年間会長を務められた泉川会長の勇退表明をうけて、旧制二回の杉崎完夫氏が新たに会長に推薦され、満場一致で承認されました。また、副会長には平石正美(旧制四回) 吉田正美(新制八回)、幹事長には佐藤武久(新制九回)の各氏が、それぞれ推薦を受けて承認されました。

同窓会長に就任して

城北学園同窓会会長

杉崎 完夫 (旧制二回生)



この度、長い間同窓会長を「おつとめ頂いた泉川家久様の間、本校の三十周年、三十

後を受けて、新たに会長をお引受けする事になりました。不束な私としては責任の重大さを感じております。泉川前会長は在任二十年の間、本校の三十周年、三十



五周年、五十周年と大きな節目を立派に成功を収められました。私も会員の皆様から選ばれた以上、全会員二八、三九八名(平成十二年三月現在)の為に全力を尽くす所存であります。先づ同窓会活性化の施策として、今年度は、役員を選出と役員分担を明確にして、それぞれの分担業務を積極的に推進してゆきたいと考えています。次に会員の

為に毎年会報の発行と総会を行いたいと思っております。又、会員相互の親睦を目的とした種々催事の開催や、各期会員の方々との交流を図りたいとも思っております。丁度、二十一世紀を迎えました。当会もこの際何とか出来るものから実行してゆこうと思っております。

同窓会へのご挨拶と抱負

城北学園同窓会副会長

森田 英直 (六回生)



同窓生の皆様お元気でしょうか。日々勉学に、実社会の荒波にもまれて各自のお仕事に精を出しておられること存じます。

この度、三十九年間お世話になりました当学園を、この三月に退職いたすと同時に、当学園同窓会の副会長を依頼され、微力ながらお役にたて

ばと思ひ、お引受けしました。当初より、同窓会に関わり尽力致しましたが、現職当時はおもろうように力をそげず、現在に至りました。新会長の意向を聞き、順次ご意見の実現に向けた行動に移り出来るものと確信致しております。どうぞ幹事会のご出席を宜しくお願い致します。

現在、各年度にはお世話頂けるよう幹事さんがおりますが、今年度幾度となく幹事会を開催致しておりますが、ご出席ままならず、従って同窓会の進展も遅々として進まず苦悩しております。それには先ず、通知が届き次第、出欠のご返事を頂き(できるだけご出席を)、幹事会で活発なご意見を頂くことが肝心であり、そこから、順次ご意見の実現に向けた行動に移り出来るものと確信致しております。どうぞ幹事会のご出席を宜しくお願い致します。

活性化への道づくり

城北学園同窓会副会長

平石 正美 (旧制四回生)



副会長を受けるに当たり、抱負を含めてご挨拶申し上げます。

今は若手の時代、正直申し上げて古橋を目前にする私に受ける資格があるのか、また、座すに値する才量があるのか、など、自分ながら極めて疑問の身であります。しかしながら、それらを踏まえて受けた以上は、それなりの期待に応える責任を痛感する昨今であります。

時折り都内在来校における同窓会離れの風潮が極めて著しいとの話を耳にし、とりわけ、男子校にその傾向が強いと伺っております。寂しいな

が、本学園同窓会の動きもその例に洩れず、厳しい状況に陥っております。下で置かれておられると思います。先ず、この対策づくりを肝に銘じ杉崎新会長及び新役員体制の下、次世代の組織づくりに向かい検討の段階に入

ております。初めに、①同窓会への関心づくり、②機能する組織づくり、③活性化への道づくりをテーマに同窓会盛衰を目指し、更に目処ついた時点で、トップ・レベルの思い切った若年層化策を進めていきたいと思っております。

副会長ポストに就いて半年余、同窓会運営の不熟さも手伝い、現在までの進行具合は試行錯誤の域を抜けない状態にあります。

今後これら問題の処理に当たっては、同窓会・在校生並びに教職員の皆様のご叡智と、更なるご支援とご協力をお願いするとともに、腹藏ないご意見及びご提案を期待申し上げます。

今、私は脳裏に城北学園同窓会室が、何時来ても、会員皆様の談笑に包まれる親睦の部屋になることを思い描いております。

この度、新会長の要請により新副会長に就任する事になりました。新制八回生の吉田正美と申す私を、誠にその任に値しない私ですが、正直の所、大変戸惑っているところであり、微力ながら、最後の奉公として、いささかでも同窓会活動の発展に寄与できた

中学入試で二月一日に参入します

城北学園中学校長

加藤 健治



二〇〇一年度中学入試は、ことになりました。

二月一日(二〇〇名) 二月二

日(一三〇名) 二月四日(四

二月四日の二回入試は、これ

十名の三回にわたり、行う

迄、私学ブームを背景に、二

勿論、この日程で、今後も

応募者および優秀な生徒の一

定の人数確保は可能です。し

かし、一方、少子化の進むな

か、本校がこの二番目に甘

え、二月一日校(二月一日に

入試を実施する学校で麻布

開成、武蔵など、錚々たる学

校のこの指す)の定員確保

の煽りを受け続けていく学校

のままでいかどうかを判断

する時でもありました。

そして、改めてこの時期、

伝統ある進学校としての自負

と本校教育の優位性を世に問

入し、本校を第一志望とする生徒の確保に乗り出すこととしました。

本来、私学はその学校を第一志望とする生徒で編成されてこそ本懐とすべきです。

今回、二月一日の定員は一〇〇名に限りませんが、将来的にはさらに定員増を可能にするべく、本校教育のさらなる充実を図っていく所存であります。

その挑戦が二十一世紀の初頭に踏み出したことは何より喜びです。

城北の発展は今ある私達だけが願うものではありません。この城北に籍をなした人たちの共通の願いと思っております。

ご子息、あるいはお孫さんを城北で学ばせ、何世代にもわたって城北が語り継がれるような学校に、同窓会員の皆様と手を携えてつくりあげて更のご報告とさせていただきます。

いきなると願っています。皆様の温かいご支援とご協力を切に願っています。最後にになりましたが、今回新たに選出された杉崎会長を始めとする新執行部のご活躍とご勇退された前会長泉川先生等、旧執行部の皆様のご健康とを祈念し中学入試日変更のご報告とさせていただきます。

以上大雑把に現状を述べてみました。今後は様々問題が懸念されますが、これまでの種々の反省と教訓を十分に生かし、同窓会活動をますます活発なものにしたいと念じているところであります。我々OB教員の幹事一同も、多忙な授業の合間をぬって、精一杯努力したいと思っております。私としても、副会長の要職は在校OB教員の総意を代表して、我々の意見等を十分に同窓会に反映し、正しい同窓会活動ができるよう、「とりもたせ」に徹することと、今後は、宜しくご協力の程、お願いしたいと考えております。

大学入試結果 城北生大躍進、東京大学二六名!

西暦二〇〇〇年という世紀の変わり目に、城北生は大躍進を遂げ、過去最高の素晴らしい結果を出してくれました。

東京大学では現役一七名、現浪合計で二六名、東京工業大学でも東京大学と同数の現役一七名、現浪合計で二六名と過去最高の合格者数となりました。東大、東工大、一橋大、京大の合計で現役五〇名、現浪合計で七一名とこれも過去最高となりました。

さらに、私立大学でも大躍進をし、慶応大学で現役八六名、現浪合計で二七名と三桁を大きく上回り、早稲田大学、理科大学と共に三桁となりました。

平成二二年一月一五～一六 国立大学二次試験

志願者は、不況の影響もあり、四年ぶりに前年を上回り、四年ぶりに前年を上回り、五六万一千四百七十七人となり、倍率で五・五倍(昨年五・二倍)でした。

今年度は本校生は理系と文系、文系でも層が厚くなつてきており、二次出願者は東大、東工大、一橋大、京大の前期後期合計で二七名と、昨年の一七三名から大幅に増加していました。

入試結果から見ると、東大は前期で二四名、後期で二名の合計で二六名でした。東工大は前期で二名、後期で四名の合計二六名で東大と並びました。

一橋大は前期一四名、後期二名の一六名、京大は前期一名、後期二名の三名でした。これら四つの大学の合格者数は現役で五〇名、現浪合計で七一名といずれも過去最高の素晴らしい結果でした。また、国立大学の後期合格者は二七名にも上りました。

医学部の現役生は筑波大、浜松医科大学、滋賀医科大学、山梨医科大学、秋田大の五名、浪人生では秋田大、金沢大、群馬大、浜松医科大学、琉球大の五名、さらに歯で東京医科大学、また、獣医で北海道大という結果でした。

私立大学入試

センター試験の平均点がアップしたことにより国立大学への強気出願、私立大学の併願校数の絞り込みあり、私立大学の志願者数は軒並み減少しました。

今年度は慶応大学で初めて三桁にのり、早稲田大学をはるかに凌ぐ二七名という結果になりました。また、早稲田大学で一〇六名、理科大学で一〇一名と三桁を維持し、増加しました。

医学系では、現役で延べ一八名、現浪合計で四五名でした。

(進学指導部長 北原幸男)

今年度のセンター試験志願者は現役生や女子志願者の大幅増加センター試験利用私立大学の半数以上が参加したこともあり、一年ぶりに増加し五八万一千九百八十八人となりました。

本校でも年々国立大学志向が高まり、今年度センター試験を受験した者は二九七名(現役生は八二%)でした。

五教科六科目(英語・数学①・数学②・国語・理科・地歴公民、八〇点満点)の全国平均点は三年ぶり約二〇点アップの五〇七点、本校では昨年より約四八点アップの六二・一ポイントでした。その結果、七〇点以上の高得点者が二二名(昨年〇)となり、強気の二次出願に拍車をかける形となりました。

国立大学

年系	計	平成 12 年			
		現	浪	現	浪
大 学 名					
道 北	3			2	1
東 北	4			3	1
筑 波	1			1	1
埼 玉	5	2		2	1
千 葉	7	2		5	
東 京	26	7	5	10	4
東 工	26	—	—	17	9
一 橋	16	13	3	—	—
東京医科歯科	1				1
東京外国語	1		1		
東京学芸	4	1		3	
東京農工	2	—	—	1	1
金 沢	1				1
名 古 屋	2			2	
京 都	3	1		2	
東 京 都 立	10	4	2	4	
その他国立	23	1	2	11	9
合 計	135	31	13	63	28

私立大学

年系	計	平成 12 年			
		現	浪	現	浪
大 学 名					
青 山 学 院	18	4	7	3	4
学 習 院	32	10	13	4	5
慶 應 義 塾	127	49	22	38	18
國 學 院	8	2	6	—	—
国際基督教	3	3	—	—	—
芝 浦 工 業	13	—	—	6	7
上 智 大	41	12	12	9	8
成 蹊 大	13	3	4	4	2
成 城 大	5	1	4	—	—
中 央 大	54	29	11	10	4
東 京 理 科	101			60	41
日 本 政 治	23	2	5	13	3
法 政 大	24	11	7	4	2
明 治 大	43	16	13	9	5
立 教 大	30	16	10	3	1
早 稲 田	105	30	22	41	12
早 稲 田 館	13	6	1	6	
その他私立	125	19	29	37	40
合 計	778	213	166	247	152

*3/25現在の集計です。



年齢に負けない
身体の作り方

宇田川 宏

「アレキサンドリア、わが旅砂塵に海鳴のはざままで」

内藤幸雄 著
新潮社 旧2

「ほくはバリのお菓子屋さん」

千葉好男 著
中央公論新社 新20

「不老長寿への旅 日本神仙伝」

吉元昭治 著
集英社 旧1

「中国名医案内」

吉元昭治 著
河出書房新社 旧1

「養生外史 日本編 不老長寿の思想とその周辺」

吉元昭治 著
医道の日本社 旧1

「年齢に負けない身体の作り方」

宇田川宏 著
同時代社 旧1

卒業生の本

近藤 正己

元副校長

去る二二年一月一六日、本校の元副校長で、城北埼玉学園校長・理事長の近藤正己先生がご逝去されました。享年七十五歳。本校から加藤健治学校長を初め多数の教職員・関係者が参列しました。

近藤正己先生は近藤薫明先生の長男として東京府牛込区(現在の新宿区)に誕生され、現任の新宿区に生まれ、同七年前には勲四等瑞宝賞を受賞され、昭和三年に本校に赴任。昭和三年に本校に赴任。近藤正己先生は近藤薫明先生の長男として東京府牛込区(現在の新宿区)に誕生され、現任の新宿区に生まれ、同七年前には勲四等瑞宝賞を受賞され、昭和三年に本校に赴任。近藤正己先生は近藤薫明先生の長男として東京府牛込区(現在の新宿区)に誕生され、現任の新宿区に生まれ、同七年前には勲四等瑞宝賞を受賞され、昭和三年に本校に赴任。

人事異動(退職者)

平成一〇年三月	平成一〇年九月	平成二二年三月	平成二二年七月
石丸 克己 体育科	遠藤 大介 数学科	上田 茂春 体育科	柴 弘志 体育科
渡辺 隆子 事務	田端 圭太 事務	林 英直 教頭	森田 英直 教頭
伊藤 郁子 事務	林 元子 事務	渡辺 妙子 事務	渡辺 妙子 事務
嶋田 英俊 英語科			

「常任幹事会」の定例総会のお知らせ

今回の「常任幹事会」定例総会を次の日程で予定しております。よろしくご出席のほどお願い致します。

平成二二年一月三〇日(火) 城北学園にて(午後六時より)

平成二二年五月二日(土) 城北学園にて(午後三時より)

※総会後には、旧一期・新二期・新三期のホームカミングを実施予定です。

※住所変更等について

住所不明の会員が増えています。卒業後、大学進学・就職・結婚・転勤などによる住所変更が多いようです。事務局では、五年ごとに同窓会名簿を作成しながら、そのついで、不明会員の追跡調査を行ってきました。しかし、なかなか連絡がつかないのが現状です。そこで、同窓会名簿に住所変更や記載もれ・ミス等の訂正がございましたら、事務局まで、その旨、ご一報いただければ幸いです。

※同窓会報投稿について

同窓会報は卒業生諸兄の会報です。年一回の発行を予定しています。クラス会・サークル・親睦会の連絡などに、大いに紙面を利用してください。

「常任幹事会」の定例総会

平成二二年五月二日(土) 城北学園にて(午後三時より)

※総会後には、旧一期・新二期・新三期のホームカミングを実施予定です。

平成11年度同窓会収支決算書 平成12年4月27日

収 入	支 出
繰越金 95,633,076	人件費 50,000
平成10年度卒終身会費 (366×@10,000) 3,660,000	会議費 0
平成10年度卒名簿代 (366×@4,500) 1,647,000	慶弔費 24,280
名簿委託販売費 3,196,750	名簿印刷代 7,430,734
名簿代 5×@5,000 25,000	銀行利息 69,812
銀行利息 69,812	雑費 510
雑費 510	
合計 104,232,148	合計 7,505,329
	残合計 96,726,819

平成12年度同窓会予算書 平成12年4月27日

収 入	支 出
繰越金 96,726,819	人件費 50,000
平成11年度卒終身会費 (368×@10,000) 3,680,000	会議費 500,000
平成11年度卒名簿代 (368×@4,500) 1,656,000	慶弔費 300,000
銀行利息 250,000	総会諸費用 300,000
雑費 20,000	会報印刷代 4,200,000
	名簿補刷代(2年) 350,000
	雑費 20,000
合計 102,332,819	合計 5,720,000
	残合計 96,612,819

新幹事長に就任して

城北学園同窓会幹事長
佐藤 武久 (九回生)



この度、同窓会新幹事長の任を拝命いたしました佐藤武久でございます。昭和三十一年度(新制第九回生)に卒業いたしました。母校に奉職して以来三十八年の年月が経とうとしておりますが、同窓会のお手伝いも二十数年になろうかと思っております。初期の頃は同窓会名簿の体裁を取り繕うばかりの仕事でしたが、年月と共に名簿らしい名簿も出来上がり、今日に至っております。この間名簿作りは一応の形をみておりますが、同窓会本来の組織は今年度の総会を以ていま正に立ち上げようとしている所です。

今後における本義としての同窓会の目的は、母校に対して、寄付行為として何が出来たのかを明確にしつつ、同窓会の基盤整備を一刻も早く確立する必要があります。同窓会組織としての在り方を見るとき、それは未だ脆弱であり、万全であるとはとても言いがたいものがあります。組織が組織として機能するとともに、寄付行為の何であるかが見えてくると思っております。

また母校の今昔にわたつての状況などを同窓会報などを通じて活き活きと報告する事で同窓会会員の皆様により一層の関心を持っていただくようにしたいものです。幸い、今日の母校は、教職員全員の

たゆまざる努力の結果、社会的にも一定以上の信頼を得て、今後益々の発展を遂げようとするべく努力を続けてゆくと共にあります。同窓会も軌を一にして更なる協力態勢を整える覚悟でございます。時代の転換のみならず、世紀の転換点であるこの二十一年を目前にして、幹事長としての重責を考へる時、身の引き締まる思いで一杯です。

同窓会会員の皆様の忌憚のないご意見また温かいご支援なくしては、とてもとてもなにごととして形あるものにする事など叶いません。

今後の城北学園同窓会の発展は、一に会員皆様のご協力に掛かっておりますことをお願いいたします。私のご挨拶とさせていただきます。

創立六十周年へ向けて

城北学園は昭和十六年に、現在の板橋の地に創立されて、来年度で六〇周年を迎えようとしています。しかし、それ以前の二〇〇年を越える、創立前史とも言うべき歴史については、あまり知られていません。

そこで今回は、そうした知られざる城北の歴史の一端を紹介して、創立者深井鑑一郎・井上源之丞両先生の遺徳を忍びながら、城北教育の原点へと、その歴史を遡つてみたいと思っております。

◎皇典講究所の創設

「皇典講究所」は、飯田橋駅から皇居に向かつて、目白通りを三分ほど歩いた日本医科大学の辺りに、千代田区に建てた「日本大学開校の地」「国学院大学開校の地」「東京府立第四中学校発祥の地」という案内標柱が、一本ずつ並んで立っています。

その一つに、「明治三十四年(一九〇一)、東京府立第四中学校が、この地にあった皇典講究所内にて開校しました。同所は明治十七年(一八八二)に國學を研究する目的で設けられたもので、明治二十一年(一八八八)に同じ地内に開設された補充中学校が、共立中学校・東京府城北尋常中学校と名を変えて府立第四中学校となったものです。その後、府立四中は明治三十七年(一九〇四)に市ヶ谷加賀町に移転し、戦後は新宿区戸山町に移り東京都立戸山高等学校となつています」と、現在の都立戸山高等学校創立の経緯が記されています。



皇典講究所の創設地(東京都千代田区)

「皇典講究所」と刻まれた石碑が、有栖川宮親王を総裁としてこの地に皇典講究所創設同所を母体にした山田顕義所長のもと明治二十二年日本法律学校(現日本大学 明治二十三年国学院 現国学院大学)を開設すると、この地にあった皇典講究所を母体として、現在の日本大学と国学院大学が誕生したことが記されています。

飯田橋のこの近辺は左内町と呼ばれ、皇居の北、外濠の内側に位置して、武家屋敷が並んでいました。明治十五年に、この屋敷跡に皇典講究所が創立されました。皇典講究所は、現在の神社本庁の前身にあたる機関で、明治という新

しい時代の要請を受けて、従来の精神文化や道義の研究を通して、国に有為な人材を育てることを目的に創立されています。ここから、府立第四中学校(旧東京府城北尋常中学校・現都立戸山高等学校)や日本法律学校(現日本大学)、国学院(現国学院大学)などの学校が誕生したことは前述のとおりです。

城北一〇〇年のあゆみ 創立前史 その一

明治の学制として、この当時の帝制の学制として、高等中学校を設けることになっていました。しかし、その高等中学校は全国に五校あるだけで、その上、公立中学校から受検できません。同所を母体にした山田顕義所長のもと明治二十二年日本法律学校(現日本大学 明治二十三年国学院 現国学院大学)を開設すると、この地にあった皇典講究所を母体として、現在の日本大学と国学院大学が誕生したことが記されています。

明治の学制として、この当時の帝制の学制として、高等中学校を設けることになっていました。しかし、その高等中学校は全国に五校あるだけで、その上、公立中学校から受検できません。同所を母体にした山田顕義所長のもと明治二十二年日本法律学校(現日本大学 明治二十三年国学院 現国学院大学)を開設すると、この地にあった皇典講究所を母体として、現在の日本大学と国学院大学が誕生したことが記されています。

明治の学制として、この当時の帝制の学制として、高等中学校を設けることになっていました。しかし、その高等中学校は全国に五校あるだけで、その上、公立中学校から受検できません。同所を母体にした山田顕義所長のもと明治二十二年日本法律学校(現日本大学 明治二十三年国学院 現国学院大学)を開設すると、この地にあった皇典講究所を母体として、現在の日本大学と国学院大学が誕生したことが記されています。

「皇典講究所」と刻まれた石碑が、有栖川宮親王を総裁としてこの地に皇典講究所創設同所を母体にした山田顕義所長のもと明治二十二年日本法律学校(現日本大学 明治二十三年国学院 現国学院大学)を開設すると、この地にあった皇典講究所を母体として、現在の日本大学と国学院大学が誕生したことが記されています。

◎補充中学校の開設

明治の学制として、この当時の帝制の学制として、高等中学校を設けることになっていました。しかし、その高等中学校は全国に五校あるだけで、その上、公立中学校から受検できません。同所を母体にした山田顕義所長のもと明治二十二年日本法律学校(現日本大学 明治二十三年国学院 現国学院大学)を開設すると、この地にあった皇典講究所を母体として、現在の日本大学と国学院大学が誕生したことが記されています。

明治の学制として、この当時の帝制の学制として、高等中学校を設けることになっていました。しかし、その高等中学校は全国に五校あるだけで、その上、公立中学校から受検できません。同所を母体にした山田顕義所長のもと明治二十二年日本法律学校(現日本大学 明治二十三年国学院 現国学院大学)を開設すると、この地にあった皇典講究所を母体として、現在の日本大学と国学院大学が誕生したことが記されています。

明治の学制として、この当時の帝制の学制として、高等中学校を設けることになっていました。しかし、その高等中学校は全国に五校あるだけで、その上、公立中学校から受検できません。同所を母体にした山田顕義所長のもと明治二十二年日本法律学校(現日本大学 明治二十三年国学院 現国学院大学)を開設すると、この地にあった皇典講究所を母体として、現在の日本大学と国学院大学が誕生したことが記されています。

明治の学制として、この当時の帝制の学制として、高等中学校を設けることになっていました。しかし、その高等中学校は全国に五校あるだけで、その上、公立中学校から受検できません。同所を母体にした山田顕義所長のもと明治二十二年日本法律学校(現日本大学 明治二十三年国学院 現国学院大学)を開設すると、この地にあった皇典講究所を母体として、現在の日本大学と国学院大学が誕生したことが記されています。

◎公立中学校から 共立中学校

こうして、苦難の開校にこぎつた補充中学校は、その後の三年間で、百三十五名の生徒を東京府尋常中学校へ補充しています。開校当初の目的は、ひたすらかなえられたと言いますが、そうした評価が定まるにつれて入学希望者も激増し、定員増や校舎の増築をせまられる盛況でした。当時、運営から事務まで、補充中学校のすべてを取り切っていたのは、東京府尋常中学校の丸山淑人校長と今泉定介教諭でした。

しかし、尋常中学校では丸山校長が退任し新校長に変わると、いままでもくまなく、尋常・補充の中学校間の教員や校具の混用など、さまざまな問題が表面化し、さらに、欠員の補充は、補充中学校一校に限るべきでないという意見も多く、ここに、両校

の特別な関係は、開校してわずか三年で終息せざるを得ませんでした。そこで、補充中学校は、明治十四年四月、校名を共立中学校と改称して、新たな出発を期すこと

「皇典講究所」と刻まれた石碑が、有栖川宮親王を総裁としてこの地に皇典講究所創設同所を母体にした山田顕義所長のもと明治二十二年日本法律学校(現日本大学 明治二十三年国学院 現国学院大学)を開設すると、この地にあった皇典講究所を母体として、現在の日本大学と国学院大学が誕生したことが記されています。

◎公立中学校と 深井先生の就任

深井鑑一郎先生が漢文の教師として、福島の師範学校から共立中学校へ転任したのが、この年の九月のことでした。深井先生は帝国大学古典講究科の一年後輩として、在学中から今泉定介氏の知遇を得ていました。今泉氏は深刻な危機に陥った共立中学校の復興を、深井先生の招聘に期待したわけでした。深井先生が二十六歳の時でした。

深井先生は武州岩槻藩士の深井吉孝・民子夫妻の長子として、慶応元年五月五日に誕生しています。父の吉孝氏は藩中一の槍術の名手として知られ、能書家としても名の通った、いわゆる文武両道を旨とする厳格な武士道精神の持ち主でした。

先生は七歳から「還香館」という旧藩校へ通って、「論語」「中庸」「孝」などの漢籍を学んでいました。のち、埼玉師範学校へ入る。明治十六年、帝国大学古典講究科に漢書課が置かれるや、上京し十九歳で入学を果たしています。「還香館」の建物は、現在も岩槻市の教育委員会によって、往時のままに保存されています。

漢書課の同期には、後の漢文学の権威・林泰輔氏や二松学舎の学長となる山田準氏らがあり、国書課には歌人の佐々木信綱・落合直文氏らとともに今泉定介氏が在籍していました。卒業後、深井先生は福島師範学校へ赴任しますが、その後、今泉氏によって共立中学校へ招聘されたことは前に述べたとおりです。

◎東京府城北尋常 中学校の誕生

明治二十五年三月、丸山淑人校長にかわって、皇典講究所の松野所が独自の製法によって発展し、現在の「巴川製紙所」の誕生となりました。

明治二十六年、井上源之丞翁は富士見小学校へて、共立中学校に入学しています。ここに、生涯の恩師となる深井鑑一郎先生が、漢文の教師として奉職していらっしゃいます。福島師範学校から二年前に来任したばかりの気鋭の教師でした。

ここに、東京府への供託金五千円は皇典講究所からの援助という形をもって、明治二十六年七月にようやく府立中学校待遇の認可を受けて、翌年度より「東京府城北尋常中学校」の新校名で発足する運びとなりました。ここで、初めて「城北」という名が校名に冠せられました。これは、飯田橋左内町の皇典講究所の校舎が、皇居の北側にあったことから、「城北」と命名されたことと伝えられています。

前述のとおり、共立中学校は皇典講究所の松野所を校長とする私学の中学校でしたが、翁の入学の翌年から「諸学校通則」にしたがって、府立待遇となり「東京府城北尋常中学校」の名称で、再出発したばかりの学校でした。

そのことが、源之丞翁の在学中の出来事であったところに、後の「城北中学校」創立へと続く、翁と深井先生との宿縁の深さを思わずにはいられません(次号に続く)。

会長	杉本 完三	旧制二回
副会長	石庄 三夫	旧制二回
幹事長	吉森 直美	旧制四回
副幹事長	佐藤 美直	新制八回
監事	夏目 修之	新制九回
事務長	片山 靖男	新制一四回
顧問	廣瀬 靖等	新制一六回
事務	川家 正徳	新制一回
顧問	志村 弘久	(本校職員)
編集	馬場 知徳	新制二回
編集	森田 健	新制四回
編集	志田 徳	新制二回
編集	泉村 弘	新制四回
編集	廣家 健	新制二回
編集	片家 健	新制四回
編集	山家 健	新制二回
編集	瀬家 健	新制四回
編集	川家 健	新制二回
編集	志家 健	新制四回
編集	森家 健	新制二回
編集	馬家 健	新制四回



城北学園同窓会館

七月一日の総会における杉本完三新会長の決定をうけて、九月三日に初めての幹事会が開催されました。席上、新役員のおおむね今後の活動計画などが検討されましたが、新役員体制につきましては、次のように決定されました。

新役員体制が誕生

七月一日の総会における杉本完三新会長の決定をうけて、九月三日に初めての幹事会が開催されました。席上、新役員のおおむね今後の活動計画などが検討されましたが、新役員体制につきましては、次のように決定されました。

七月一日の総会における杉本完三新会長の決定をうけて、九月三日に初めての幹事会が開催されました。席上、新役員のおおむね今後の活動計画などが検討されましたが、新役員体制につきましては、次のように決定されました。

七月一日の総会における杉本完三新会長の決定をうけて、九月三日に初めての幹事会が開催されました。席上、新役員のおおむね今後の活動計画などが検討されましたが、新役員体制につきましては、次のように決定されました。

七月一日の総会における杉本完三新会長の決定をうけて、九月三日に初めての幹事会が開催されました。席上、新役員のおおむね今後の活動計画などが検討されましたが、新役員体制につきましては、次のように決定されました。

大幅な規約の改正成る

去る平成十二年七月一日の総会に「規約の改正」が提案、承認されました。今回は大幅な改正となりましたので、その部分には傍線を付しながら、新たに規約全文を掲示しておきます。

城北学園同窓会規約

- 第一章 総則**
- 第1条 本会は、城北学園同窓会と称する。
- 第2条 本会は、本部を学校法人城北学園事務所に置く。
- 第3条 本会は、会員相互の友情を暖め、母校との連絡を密にして母校の発展に寄与し、併せて社会に貢献することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1、会員名簿及び会誌等その他の出版事業
 - 2、原則として、定時総会及び必要に応じた臨時総会等の開催
 - 3、講演会、座談会等の開催
 - 4、その他必要と認めたる事業
- 第5条 本会の会員は、次のとおりとする。
- 1、正会員
 - イ、旧制城北中学校を卒業した者
 - ロ、城北高等学校を卒業した者
 - ハ、城北高等学校定時制を卒業した者
 - ニ、城北中学校を卒業した者
- 第6条 本会は、前条の目的を達成し、会員の福利を促進し、かつ、社会に貢献することを目的とする。
- 第7条 入会金又は会費は、やむを得ない理由があるときは常任幹事会の議を経て変更することができる。
- 第8条 特別の費用を必要とするときは、常任幹事会の議を経て臨時会費、寄附金、その他の実費等を徴収することができる。
- 第9条 前2条による入会金若しくは会費の変更又は特別の費用の徴収は、次に開かれる総会に報告しなければならない。
- 第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 第二章 役員等**
- 第11条 本会は、下記のとおり役員等を置く。
- 1、会長 常任幹事会の推薦により正会員より選出し、総会の承認を得る。
 - 2、副会長 会長を補佐し、その諮問に応ずる。
 - 3、顧問 若干名 歴代P・T・A会長と会長の推薦により常任幹事会の議を経て承認された者。
 - 4、幹事長 1名 副幹事長 若干名 常任幹事会における互選により推薦し、会長が委嘱する。
 - 5、幹事 若干名 幹事長は会務を統括し、副幹事長は幹事長を補佐する。
 - 6、監事 2名 会員の中から又は会員外から選出し、会長が委嘱する。監事は、本会の会計を監査する。
 - 7、常任幹事(幹事) 各卒業年度ごとの会員数に比例して若干名を選出し、会長が委嘱する。常任幹事は幹事長の委嘱に応じて会務を分割し、且つ、会員との連絡を図り、その動静把握に努める。
 - 8、庶務 2名 会員の中から又は会員外から選出し、会長が委嘱する。監事は、本会の会計を監査する。
 - 9、事務長及び庶務1名 ないし3名 会長が会員又は会員外から委嘱任命し、幹事長の指示を受けて本会の庶務及び会計事務を行う。会長は、必要に応じてその中から事務長を任命し、庶務・会計事務を総括させる。
 - 10、臨時総会 臨時総会は必要に応じ、常任幹事会の議を経て会長が招集する。開催日の通知・議長・構成員・議決・会員への通知等は定時総会に準ずるものとする。
 - 11、臨時総会 臨時総会は必要に応じ、常任幹事会の議を経て会長が招集する。開催日の通知・議長・構成員・議決・会員への通知等は定時総会に準ずるものとする。
 - 12、附則
 - 1、会長(会長代理)・副会長・幹事長・副幹事長及び会長の指名する者をもって構成し、会長・副会長の推薦及び幹事長・副幹事長の互選を行う。
 - 2、本会の運営に関する細則を定める。
- 第13条 定時総会
- 1、開催日 原則として、年度終了後2か月以内又は学園祭初日とする。
 - 2、開催の通知 一般日刊紙上に掲載する。
 - 3、議決事項は、会長の行い、会長が議事を総括する。
 - 4、総会は正会員をもって構成する。
 - 5、総会は、次の事項を議決する。
 - イ、事業計画及び収支予算
 - ロ、事業報告及び収支決算
 - ハ、規約の改正
 - ニ、その他本会運営に関する重要事項
 - 6、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 7、議決事項は、会誌等により会員に通知する。
 - 8、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 9、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 10、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 11、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 12、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 13、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 14、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 15、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 16、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 17、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 18、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 19、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 20、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 21、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 22、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 23、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 24、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 25、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 26、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 27、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 28、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 29、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 30、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 31、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 32、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 33、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 34、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 35、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 36、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 37、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 38、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 39、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 40、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 41、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 42、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 43、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 44、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 45、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 46、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 47、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 48、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 49、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 50、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 51、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 52、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 53、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 54、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 55、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 56、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 57、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 58、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 59、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 60、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 61、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 62、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 63、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 64、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 65、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 66、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 67、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 68、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 69、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 70、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 71、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 72、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 73、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 74、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 75、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 76、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 77、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 78、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 79、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 80、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 81、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 82、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 83、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 84、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 85、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 86、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 87、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 88、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 89、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 90、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 91、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 92、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 93、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 94、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 95、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 96、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 97、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 98、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 99、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 100、議決は、出席会員の過半数によることとし、賛否同数のときは、議長がこれを決する。

クラス会だより

田上齊・浅井大忠先生を囲んで

― 第二三回卒業生 ―

私たちが第二三回卒業生は、毎年十一月の第一土曜日にクラス会を続けている。この日がクラス会の日になったのは、今から三十年近く前、ある級友が事故により命を落とし、その葬儀に集まった仲間の中から彼を忘れないためにも、この日にクラス会を開こうという声があり、担任であった田上、浅井両先生と共に、途切れる事なく毎年クラス会が続いている。

ほとんど皆勤の人もいれば、時々顔を出さぬ人もいる。出欠の葉書に近況報告を書くので、旧友の動静を知るよい機会でもある。皆それぞれに年を重ねているが、この日はばかりはかつての中学生にもどりの無邪気なひとときを過している。

ほとんどの皆勤の人もいれば、時々顔を出さぬ人もいる。出欠の葉書に近況報告を書くので、旧友の動静を知るよい機会でもある。皆それぞれに年を重ねているが、この日はばかりはかつての中学生にもどりの無邪気なひとときを過している。



馬場 知徳

第十四回 (昭和三十七年三月) 卒業生の皆さんへ

母校・城北学園では、毎年三月の中学三年生の修了式に記念講演会を開催しています。講師は、現在、社会の第一線で活躍されている同窓生の方にお願ひしています。今年度は、第十四回卒業生の鈴木雄二氏の講演を予定しています。

つきましては、鈴木氏への激励をかねて、第十四回同窓会の打ち合わせ会を、一月二十日(土)一時より、城北学園の管理棟二階の会議室で開催したいと思います。参加できる方は、左記までご連絡をお願いします。

夏目暢之「連絡先」
《城北学園》
〇三三九五〇 三二五七
〇三三九五七 〇九六〇

味で勝負
Live & Beat
GREEN DOOR
WE ARE OPEN
星10:30am-
アムカスタイル/ランチ
喫茶・軽食
夜6pm-12pm
演奏時間
7:30 8:30 9:30

料理もライブに合わせ、牛肉をギネスビールで煮込んだ「ロンドンビーフ」やジャガイモを調理した「ドイツの朝食」などを、音楽にあわせてメニューが好評です。マスターの自慢はこだわりのビールにあります。世界各国のビールとレベ、銀河高原、サッポロブラック、あの日本一といわれた銀座ライオンビールの海老原氏の指きのこと、一人で来店したそのお母さんは「息子さんが招待してくれました。いろいろと涙ぐんでいたと、感動のエピソードを宝田さんは披露してくれました。

その学生との約束で、来年の学園祭はボランティアで外人のミュージシャンを提供して、来校する父兄を楽ませる感謝のコンサートを開こうと計画しています。

そんな元気のいい卒業生の店が上板橋にできました。

大塚 葉子 (ピアノ)

〒174-0076
東京都板橋区上板橋2-35-7
TEL. 03-3933-3700
上板橋南口駅前 エイブルハウス1F
宝田 時男 (第19回卒)